

許可番号 第04310023816号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本県八代市鏡町鏡村33番地6
氏 名 株式会社津田
代表取締役 津田 昭彦

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木 村 敬

複写禁

許可年月日 令和6年(2024年)7月12日
許可の有効年月日 令和13年(2031年)7月11日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 のみに 限る	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	有	—	—	—	—
汚泥	有	—		—	—
廃油	—	—		—	—
廃酸	—	—		—	—
廃アルカリ	—	—		—	—
廃プラスチック類	有	○		—	—
紙くず	有	○		—	—
木くず	有	○		—	—
繊維くず	有	—		—	—
動植物性残さ	有	—		—	—
ゴムくず	有	—		—	—
金属くず	有	—		—	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	有	○		—	—
鉱さい	有	—		—	—
がれき類	有	○		—	—
ばいじん	有	—		—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「有」

積替え又は保管を行う場所の 所在地	熊本県八代市新港町二丁目20番10地先
----------------------	---------------------

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を除く）	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん（これらのうち、「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破砕物」「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を除く。） 以下余白
積替えのための保管上限	保管行為を含まないため、該当なし
面積	3,700㎡
積み上げることができる高さ	保管行為を含まないため、該当なし

3. 許可の条件

(1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。

(2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

(1) 平成2年（1990年）7月12日付けで新規許可

(2) 平成7年（1995年）7月12日付けで更新許可

(3) 平成12年（2000年）7月12日付けで更新許可

(4) 平成14年（2002年）8月1日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：津田 康哉）

(5) 平成17年（2005年）7月12日付けで更新許可

(6) 平成22年（2010年）6月28日付けの変更届出により事業範囲の変更（積替え及び保管行為の廃止）

(7) 平成22年（2010年）7月23日付けで更新許可

(8) 平成25年（2013年）6月10日付けで優良基準適合確認

(9) 平成27年（2015年）4月23日付けで事業範囲の変更許可（積替えを行う産業廃棄物の種類として「廃プラスチック類」「木くず」及び「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を追加）

(10) 平成29年（2017年）3月6日付けで事業範囲の変更許可（積替えを行う産業廃棄物の種類として「汚泥」及び「金属くず」を追加）

(11) 平成29年（2017年）8月8日付けで更新許可及び優良基準適合認定

(12) 平成30年（2018年）5月29日付けで事業範囲の変更許可（積替えを行う産業廃棄物の種類として「燃え殻」「紙くず」「繊維くず」「動植物性残さ」「ゴムくず」「鉱さい」「がれき類」及び「ばいじん」を追加並びに「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する表記変更）

(13) 令和6年（2024年）6月18日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものである。

実績を有するものとして
複写禁